



発行所 公益社団法人 栃木法人会
 発行人 会長 白澤 正弘
 編集 広報委員長 針谷 寅夫

〒328-0053 栃木市片柳町2-1-46
 (栃木商工会議所会館4F)
 TEL (0282)24-3500 FAX (0282)24-3288



栃木市【太平山神社の雪景色】

国税電子申告・納税システム

e-Tax



電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付
が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1ヶ月程度かかります。

【e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!】

添付書類の提出省略

還付がスピーディ



法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。



公益社団法人 栃木法人会

会長 白澤 正弘

新年の

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人 栃木法人会3800余名の会員の皆様には、平成26年の新年を爽やかに迎えることとお慶び申し上げます。

また、昨年中は、法人会の事業運営に対しまして、役員・会員の皆様方に格別なるご支援ご協力を賜わり、活発な会活動ができましたことに感謝申し上げます。

特に、公益法人制度改革では、数年にわたる移行準備期間を経て認定を取得し、昨年4月1日に公益社団法人として新たにスタートすることができました。改めて多くの皆様のご尽力に対し感謝いたします。

さて、「強い日本を取り戻そう」のキャッチフレーズで安倍政権が発足して、2年目となります。その経済政策であるアベノミクス効果、国家安全保障会議の設置等で強い日本を取り戻しつつあります。私達、法人会会員もこの恩恵を受け、強い企業を取り戻さなければならないと思います。

しかし、今までのデフレ経済下では、その

ような状況にありませんでしたが、今年は、法人会会員の大半を占める中小企業にも、そのチャンスが廻ってきたと思います。大手企業においては、増収増益でさらに雇用の拡大と従業員の所得を増やし、それにより消費の拡大を図り、しいては企業の設備投資に繋げ、経済の好循環が始まりました。

これに符合して、法人会の活動理念は「税を中心とした公益的活動を行い、地域の特性を活かした地域経済の発展を目指す。ひいては、このことが会員企業の業績向上に資する」とありますので、地域経済そして会員企業が発展し、また、会員の増強にも繋がり「行動する法人会」として、好循環の始まりの年にしたいと思います。

いずれにしても、地域社会と一体となつてこそ公益法人としての存在意義があると肝に銘じて、頑張りますので、会員皆様のより一層のご協力をお願いし、新年の挨拶といたします。

新年あけまして おめでとうございます



田村副会長

藤岡地区会長

東京オリンピックが決定しました。今後景気が良くなる事を願っています。



石崎副会長

大平地区会長

新年おめでとうございます。今年も会員と社会に役立つ活動を!!



金子副会長

小山地区会長

会員皆さんの力で、今秋の『全国大会』（栃木県開催）をぜひ成功させましょう!



高山副会長

石橋地区会長

公益社団。デフレ脱却。方向は定まった。後は頑張るのみ!!



江田副会長

下野地区会長

已年の好況感を実感しつつ午年を更に飛躍の年と致します。

ご挨拶

栃木税務署

署長 岩崎 國夫



新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人栃木法人会の会員の皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

旧年中は、白澤会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政全般にわたり格別のご理解と多大なご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るための各種研修会や講演会の開催のほか、租税教育活動の一環として、租税教室で講師としてご活躍されるなど幅広い会活動を積極的に展開されておられます。これらの法人会活動に対しまして、改めて深く敬意を表する次第であります。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化やICT化の進展に加え、改正国税通則法の施行、社会保障・税番号制度及び消費税率の引上げなど大きく変化しております。

私どもは、こうした環境の変化に対応するため引き続き、納税者利便性の向上を図り、様々な面で『質の高い税務行政』を進めると共に、適正・公平な課税及び徴収の実現に向け、与えられた使命をしっかりと果たすことにより、国民の皆様方の負託に応え、税務行政に対する理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

年が改まり、間もなく平成25年分の確定申告の時期を迎えます。会員の皆様方におかれましては、法人税等の申告のみならず、所得税・贈与税の申告につきましてもe-Taxをご利用いただきますと共に、納税についてもダイレクト納付をご利用いただきe-Taxの更なる利用促進並びに定着につきまして、ご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人栃木法人会の益々のご発展並びに会員の皆様方のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



壬生地区会長

菅野副会長

世の中の動きを考察し勇氣と信念を持って積極的に行動したい。



岩舟地区会長

小倉副会長

新しい「商品」や「サービス」への挑戦で、飛躍の年に！



野木地区会長

針谷副会長

今年起きるであろう企業経営の大波を無事乗り切る為の努力をする。



都賀地区会長

野原副会長

法人会全国大会に向け、都賀地区会の会員増強を推進します。



西方地区会長

川上副会長

最も強く賢い者ではない。唯一生き残るのは、変化できる者である。



栃木地区副会長

青木副会長

日本の伝統文化に親しむ1年に！まずは、茶道を極めたい！

平成25年度 納税表彰式 挙行

法人会長表彰：13名を表彰



栃木税務署長表彰

平成25年度納税表彰式は、去る11月13日(水)午後2時30分より、納税表彰式協議会の主催で、栃木商工会議所大ホールにおいて挙行された。

表彰式は、先に租税教育推進小学校への栃木税務署長感謝状の贈呈をはじめ、中学生の「税についての作文」や「税に関する高校生の作文」の入賞者への賞状授与ならびに優秀賞作文の朗読が行われた。

国税庁長官賞(敬称略)

- ①下野市立石橋中学校 小川莉沙

関東信越国税局長賞

- ①栃木市立大平南中学校 海津 司

栃木税務署長賞

- ①栃木市立西方中学校 小川彩花
- ②壬生町立南犬飼中学校 斎藤祐太郎
- ③栃木県立栃木女子高等学校 空 稚那
- ④栃木県立栃木女子高等学校 藤代理彩子

続いて、栃木税務署長表彰はじめ栃木税務署納税推進協議会構成員の税務5団体による会長表彰が行われた。

公益社団法人栃木法人会関係者で、栄えある表彰



公益社団法人 栃木法人会会長表彰

を受けられた方々は、次の皆様です。

栃木税務署長表彰(敬称略・順不同)

- ①副 会 長 針谷寅夫
- ②常任理事 植原和信
- ③理 事 藤野幸一
- ④女性部会副会長 斧澤絹子

公益社団法人栃木法人会会長表彰

- ①副 会 長 江田俊夫
- ②監 事 嶋田完治
- ③理 事 渡邊嘉一
- ④女性部会副会長 前原政子
- ⑤小山地区会地区理事 野崎一彦
- ⑥小山地区会地区理事 西堀和男
- ⑦藤岡地区会副地区会長 酒井一則
- ⑧石橋地区会地区理事 荒川省二
- ⑨大平地区会女性部幹事 若菜照子
- ⑩岩舟地区会地区理事 熊倉 勇
- ⑪野木地区会地区理事 寺田怜子
- ⑫都賀地区会地区理事 勝 一也
- ⑬西方地区会地区理事 中村正廣

税務署からのお知らせ

平成25年分 所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告及び納期限は3月17日(月)まで
確定申告 個人事業者の消費税及び地方消費税の申告及び納期限は3月31日(月)まで

確定申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です

開設期間 2月17日(月)～3月17日(月) (土曜日・日曜日は除きます。)

受付時間 午前9時～午後4時

- ※ 栃木税務署では、上記開設期間中、申告相談を行っておりません。
- ※ 栃木商工会議所では、電話でのお問い合わせを受け付けておりません。
- ※ 同申告会場において2月17日(月)から3月12日(水)までの期間、関東信越税理士会栃木支部による無料相談を行っております。
- ※ 混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくお控えください。

栃木税務署 栃木市本町17番7号 ☎0282 (22) 0885

秋季セミナー報告

当法人会では、公益目的事業の拡充強化に取り組んでおります。その一環として9月から12月にかけて「秋季セミナー」を7会場で開催、夫々のセミナーに参加された方から大好評をいただき成功裡に終了しました。

事業承継セミナー

多くの企業経営者がこんな時代だからこそ取り組んでいる「わかりやすい」「実践できる」「役に立つ」セミナーでした。

と き／9月19日(休)

会 場／岩舟町商工会館

テーマ／「本当に大丈夫ですか…？
企業防衛」

講 師／(株)リベロ

常務取締役 團 弘志 氏



メンタルヘルスセミナー

2万人の臨床現場から見てきたことを精神疲労のメカニズムや現場で使用しているメンタルチェックリストも交えてご講義していただきました。

と き／10月3日(休)・4日(金)・8日(火)

会 場／栃木商工会議所会館

壬生町商工会館

小山商工会議所会館

テーマ／「職場では現代型うつへ
どう対応したらいいのか」

講 師／産業カウンセラー

藤井 純子 氏



税務セミナー

「平成25年1月1日から税務調査が変わった」「税務調査で成功する社長・失敗する社長」「税務調査官の目のつけどころ」等の、ご講義をいただきました。

と き／11月6日(休)

会 場／大平町商工会館

小山商工会議所会館

テーマ／「税務調査の動向と
節税対策セミナー」

講 師／富永英里税理士事務所

代表 富永 英理 氏



消費税法改正セミナー

と き／12月12日(休)

会 場／栃木商工会議所会館

テーマ／「消費税法改正セミナー」

講 師／関東信越国税局

課税第二部法人課税課

課長補佐 堀口 有紀子 氏



女性部会

10月22日(火) 視察研修会を実施



今回は、参加者45名で長野県に向かいました。最初に訪れた飯山市の高橋まゆみ人形館での癒しにはじまり、飯綱町のサンクゼールワイナリーでランチとワインも味わい、メインは小布施の町散策です。北斎館や高井鴻山記念館を見学した後は、それぞれに町並みを楽しみ、盛沢山な行程でしたが、帰りのバスの中でのビンゴ大会もあり、部会員同士交流が深まった一日となりました。

女性部会セミナーを開催

12月6日(金)午後1時40分から、サンプラザ(栃木市)において、女性部会セミナーを開催しました。

第1部は「税務署のしごと」と題し、栃木税務署門間副署長よりDVDを見ながら講話を頂きました。

第2部は、昨年NHK「プロフェッショナル仕事の流儀」で紹介されました、(株)日本レストランエンタプライズ 駅弁マイ



スターの三浦由紀江氏の講話でした。「売上不振を打破する究極の接客・販売術」と題し、パート駅弁販売員としてデビューし、独自の工夫で売上を伸ばしカリスマ販売員と呼ばれるようになり、異例の抜擢で大宮営業所長となったまでの様々な話を拝聴しました。

一般の方も交え、参加者は76名でした。



青年部会

全国青年の集い広島大会に参加

昨年11月7日～8日の2日間、広島市において第27回法人会全国青年の集い(広島大会)が執り行われました。大会スローガンを「百万一心」一束ねよう3本の矢を！と『日本復興』に向け全国青年部会員が力を集結する大会と位置づけとり行われ、部員4名が参加しました。

7日は租税教育プレゼンテーションと部会長ウェルカムパーティーが、8日は部会長サミットと大会記念式典・記念講演会が開催されました。



各地区会活動

(平成25年10月～12月)

栃木 事業承継セミナー開催



栃木地区会では12月16日に『本当に大丈夫ですか…? 企業防衛』と題し、(株)リペロ常務取締役団弘志氏を招きセミナーを開催した。

なかなか実行に移せない事業承継対策について、新会社法や新税法に対応した「わかりやすい」「実践できる」「役に立つ」対策を中心に事例を紹介しながら解説いただき、非常に有意義なセミナーであった。

小山 名刺活用セミナー



去る9月27日(金)小山地区会では会員の従業員向けセミナーとして「名刺を最強の営業武器にする方法」と題し、福田剛大氏を講師に迎えセミナーを実施しました。

セミナーには28名の参加があり、参加者からは「早速自分の名刺を見直したい」「名刺は連絡先の交換位に思っていたが、自分をPRす

るための素晴らしい道具と再認識した」という感想を得られました。

藤岡

会員視察研修会開催



藤岡地区会では、11月27日に「世界文化遺産富士と河口湖紅葉まつり」と称して、会員視察研修会を開催しました。河口湖畔・もみじ回廊を散策し、赤富士ワインセラーでワインの試飲、リニア見学センターを見学しました。当日はきれいな秋晴れで、車窓からも富士山を眺めることができ、和気藹々と研修を行うことが出来ました。

石橋

「小学生の税に関する標語」優秀作品を表彰



平成25年度の地区内小学6年生を対象とした「税に関する標語」事業は、10月24日の審査会を経て11月7日に表彰式を行いました。

今回は地区内小学校4校より235作品の応募があり、「税」に関して各家庭での関心が深いことがうかがえます。

審査会において厳選された優秀作品(下野市長1名・教育長賞1名・栃木法人会長賞1名・地区会長賞11名)は公共機関等に掲示され

住民の皆様は税への理解を深めていただいております。

今後も関係各位のご理解のもと、税に関する啓蒙活動を行って参ります。

大平 産業祭 ～1億円を持ってみよう～



11月23日(土)大平地区の秋の一大イベント「おおひら産業祭」の会場にて、租税教育イベントとして『1億円を持ってみよう』というキャッチコピーのもと、1億円の重さ体験ブースを設けた。お客様達は、用意した1億円の札束(もちろんレプリカ)を両手で抱え、その大きさ、重さ(約10kg)に驚いていた。

下野 経営セミナーの開催

3月20日(木)午後3時、下野市商工会館2階にて、中央タクシー(株) 代表取締役会長の宇都宮恒久氏を招き「お客様が感動し社員が躍動する会社づくり」と題し、セミナーを開催します。

日本で、一番地域のお客様から感謝され絶大な支持を得ている会社として、TV「カンブリア宮殿」に出演しました。

一にお客様！利益は後に！の経営理念を貫き、抜群の業績と生産性を上げているタクシー会社です。

本社は、山の中腹に建つプレハブの2階建てでも、従業員の定着率は100%。

100台の営業車輛は、一度ご利用頂いたお客様からの電話予約で常にフル活動状態。

駅での客待ちや流しは殆どないという、圧倒的な支持を得て業績を伸ばしている会社です。そのお客様の感動の秘訣は何なのか？長年にわたりタクシー業界の常識と闘ってきた宇都宮会長の体験事例を交えながら、商売の原点とも言える「感動創造」の重要性を熱く語ります。

是非、ご聴講下さい。

壬生 産業まつりで法人会のPRと税の啓蒙活動

当地区会では11月2日(土)法人会のPRと税の啓蒙活動を行うため、壬生町で毎年開催されている壬生町総合産業まつりに出展いたしました。

当日は沢山の方が来場され、法人会ブースにて小学生や一般の方に税に関する下敷きやパンフレットを配布しました。



また、女性部会では11月8日(金)参加者16名、東京宝塚劇場にて花組公演「愛と革命の詩」を観劇いたしました。

きらびやかな衣装と華やかな舞台にてミュージカルを堪能し、夢のようなひとときを過ごしてきました。



帰りの車中では皇居周辺や東京駅を周遊しながら女性部員内の交流を深めた有意義な一日となりました。

岩舟 会員視察研修会開催 ～11月6日～

参加者に喜んでいただけるような、「おもてなし」をと、東京オリンピック開催が決定し、大きく変わろうとしている東京への会員視察研修会を開催。



造幣局東京支局の見学、お台場にある展望レストランでの昼食、浅草仲見世通り散策など、観て・食べて・出会う・感じて、百聞は一見にしかず、参加する楽しさを、多くの会員さんに伝えたい。

なぜ？だって皆さん自分が楽しくないのに、新しい仲間なんか誘えませんよね。

岩舟地区会は、新規会員募集中です。

野木 日帰り研修会



野木地区会では11月7日に日帰り研修会を開催致しました。車内にて実務的な税務調査のビデオ研修をおこない、その後、鎌倉では鶴岡八幡宮の散策、横須賀ではアメリカ海軍や海上自衛隊の艦船が間近で見られる日本唯一のクルージングを体験致しました。最後に記念艦「三笠」を見学し、古き時代に想いを馳せ、実りある研修となりました。

都賀 東北震災ボランティア

平成25年11月23日(土)(公社)栃木法人会都賀地区会では、商工会青年部と共催にて東北震災ボランティア「出張屋台村in大槌」を岩手

県大槌町仮設団地前にて実施した。



開催当日は天候にも恵まれ、会場には多くの方々が来場し、現地の方々とはより深いコミュニケーションを図ることが出来た。東日本大震災が発生から約2年半。生活はすっかり元に戻りつつあるとはいえ、完全に復興するまでの道のりはまだまだ遠く、現地の方々からの「ありがとう」という言葉が逆に自分たちを元気づけてくれ、「また来たいな」という気持ちにさせてくれた。

西方 地域社会貢献活動

西方地区会は地域社会貢献活動として、8月24日(土)開催の「にしかた子ども夏祭り」及び12月1日(日)開催の「ど田舎にしかた祭り」に於いてゴミ袋・税教育冊子の配布と法人会のPRを行いました。それぞれ地区会員8名が参加。100セットずつ用意し、どちらも1時間ほどで配布終了となりました。



税務署からのワンポイント

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組について

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年10月1日施行「消費税転嫁対策特別措置法」)において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

※消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」(下記URL)をご覧ください。

URL <http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

消費税価格転嫁等総合相談センターが設置されました

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されました。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けます。

このようなご相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否などの消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当省庁へ通知します。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】 平日9:00～17:00 (平成26年3月・4月は土曜日も受付)

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

※消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

消費税転嫁対策特別措置法に規定する「総額表示義務の特例措置」

○ 制度の概要

「消費税転嫁対策特別措置法」第10条の規定により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間において、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)」を講じている場合に限り、税込価格を表示(総額表示)しなくてもよいとする特例が設けられました。

なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【誤認防止措置の具体例】

総額表示義務の特例措置の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

例 1 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。



例 2 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。



国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」に「総額表示義務の特例措置に関する事例集(税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例)」を掲載しています。上記以外の事例も紹介していますので、そちらもご覧ください。

「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました (平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

平成25年4月 国税庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、**平成26年4月1日以降**に作成されるものについては、受取金額が**5万円未満**のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注)1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

- 還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(電話相談センター)へお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー(よくある税の質問)もご利用ください。

【国税庁ホームページ www.nta.go.jp】



この社会あなたの税がいきている

新会員の紹介

〈平成25年8月～12月〉

ご加入ありがとうございます

地区会	会社名	住所	代表者名
栃木	美里建設(株)	泉川町47-1	関口 孝仁
〃	島田歯科医院	川原田町1609-1	島田 芳信
〃	ラビーアトレーディング(株)	高谷町34-2	ナジャム モハンマド
〃	不動産のイシザキ	平柳町2-6-1	石崎 功一
〃	(株)お茶の小井沼	箱森町34-33	葭葉 忠史
〃	(株)ア ー チ	沼和田町12-15	野尻 正
〃	(有)清水製作所	菌部町1-10-8	清水 寛
〃	(有)関口設備工業	新井町675	関口 武男
小山	いずも整骨院	城東7-12-26	出雲 政夫
〃	(株)小山新聞販売	東城南4-19-16	松本 浩之
〃	(有)ファイングローバル	大行寺1144	戸谷 隆洋
〃	(株)イー・エス・シー	美しが丘2-9-16	豊田 治房
〃	(株)J's Solution	中久喜160-1	高久 節子
〃	(有)栃木モータース	神鳥谷282	栃木 清司
〃	(有)ハッピープレイス	東城南5-1-3	鈴木麻代子
〃	(有)松 島 組	城北4-26-24	松島 廣
〃	(有)山根製作所	下生井1557	山根 久雄
〃	黒澤不動産	駅東通り2-19-2	黒澤 昭夫
〃	P・S・Cリサイクル(株)	犬塚54-2	初谷 真一
〃	(有)アミューズファン	栗宮1-2-9	李 容元
〃	(株)グランクラージュ	横倉新田148-3	宮田 聖一
〃	(有)さくら福祉サービス	栗宮1222-4	作田 善宏
〃	(株)サンハウジング	西城南5-47-5	加藤 雅章
〃	(有)シルエット	東城南3-3-3	岩井みどり
〃	(有)チク製作所	南飯田320-35	知久 静江
〃	(株)ほほえみ倶楽部	乙女3-27-31	松岡美代子
〃	(株)シリアス	西城南4-5-10	相原 陽介
〃	(株)共 栄	城北1-18-17	渡邊 正通
〃	(株)q u a d	中久喜5-13-21	内田 慶
〃	(有)島田屋不動産	城東3-14-3	島田 丈彰

地区会	会社名	住所	代表者名
小山	ジェイサービス(株)	梁2075-8	小藤 健人
〃	(有)ファインニクス	土塔253-18	砂川 雅和
〃	(株)ライフスタイルプラン	城東6-3モバエビル02号	倉持 均
藤岡	(特定)みかも供の会	大田和747-5	小田 隆誠
〃	(株)ELEMENTS	赤麻1542-4	石川 悦史
石橋	(株)イワケン	下石橋155-1コーポ小平B101	岩崎 和也
〃	(医)新島内科クリニック	文教3-10-4	新島 健司
〃	コジマ塗装	下古山2968-8	小島 孝政
〃	浄法寺建築	下長田426-5	浄法寺 勝
〃	矢野新工業(株)	上古山2255-1	矢野 末壽
〃	大越観光バス(株)	真岡市亀山3-23-1	大越 善彦
〃	(有)ワイズプランニング	〃	〃
大平	(有)三矢システム	西野田469	須田 高
〃	(有)ケーラインサービス	西山田922	川田 文男
〃	マルヨシ工業(株)	横堀680	荒井 良友
下野	(株)金島テクノ	坂田2-18-17イビル2-409	金島 真
壬生	(有)ステップネットワーク	安塚2368-1	越智 聡
〃	(株)ホームネットさくら	本丸1-10-71	後藤 一雄
〃	(株)エルセレノ	駅東町7-3	福井 陸夫
〃	(有)S E E D	緑町1-7-14	前田 幸治
〃	(有)オットマントレーディング	上田713	ハンモッドラフイキ
〃	(有)栃木グリーン	至宝1-8-14	石村 和徳
〃	(株)L i f e i s	緑町2-3-6	福富 昌光
〃	(有)阿部製作所	壬生甲3453-12	阿部 栄助
〃	(有)T r u s t	中泉1439	サイドダーネシ
岩舟	(特定)岩船山クリフステージ	鶯巣54	草島 勲
〃	カワダ電設(株)	静2261-7	川田 卓也
野木	(医)康 仁 会	丸林583-3	稲葉 利敬
〃	(有)I S A M I	丸林668-2-2	小久保浩志
西方	(有)アメテック	金井1656-2	雨宮 卓

※当会ホームページ、機関誌による情報公開に同意された方を掲載しました。

税理士会コーナー

会社の経理をしているA君とB君は、消費税率引き上げの話をしています。

A君「消費税が、平成26年4月1日から6.3%に引き上げられるんだね。」

B君「A君、何を言ってるんだ。8%だよ。そして、平成27年10月1日からは10%に上がるんだよ。」

A君「今まで、厳密に言うと、消費税が4%、地方消費税が1%、併せて5%。でも、一般的には消費税5%と言っているのだよな。」

B君「そうか。これからは、消費税の内訳が4対1の割合ではなく、6.3%と1.7%の合計8%、その次は7.8%と2.2%の合計10%になるんだね。」

A君「消費税の申告書を作るのも面倒になるね。」

B君「会社自体も大変だよ。仕入、経費の消費税が8%になっても、売上金額を値上げすることができない会社もあるからね。」

A君「利益確保の対策を考えなければいけないのが一つ目のポイントかな。」

B君「そうだね。二つ目のポイントとしては、消費税の納税額が増えるだろうから、納税資金確保と資金繰りかな。」

A君「そうだね。本来ならば売上金額のうち8%を預かり金として残しておかなければならないのに、使っちゃうからなー。」

B君「三つ目のポイントは、社内体制の整備かな。」

A君「8%表示にしなければいけない帳票や証憑類。さらにパソコンなどのシステム変更などだね。」

B君「四つ目のポイントは、新旧税率が混在するため、経理処理に注意が必要だね。」

A君「これは、間違いやすいよね。3月までに契約して、引き渡しは4月の商品については、どうなるのかなー。」

B君「原則は、売買契約を交わした日ではなく、資産の譲渡等のあった日だから、8%だな。」

A君「そうだね。でも、経過措置などもあるからね。」

B君「えっ、どういうこと。」

A君「たとえば、A君が4月以降に遊園地に行くため、3月中に旅費や入場チケットを購入した場合、3月中にお金を支払っていれば、5%で済むんだよ。」

B君「えー。早く言ってよ。では、すぐに買いに行かなきゃ。しかし、色々あって難しいなー。」

A君「そういう時は、税理士さんに聞かなきゃね。」

B君「最後に五つ目のポイントとして、転嫁対策特別措置法の問題かな。」

A君「平成29年3月末で効力を失う法律だよな。買ったときや減額をしてはいけないという。」

B君「そうだね。たとえば、一方的に、今までと同じように本体価格100円の品物については、今まで通り税込み105円で取引しましょうと言ったり、当社は商品販売価格を据え置くから、今まで通り105円でもいいよね、と強引に言ったりすることは禁止されるんだよね。」

A君「この厳しい時代、会社の気持ちもわからなくもないけど、適正な税取引ができるように法整備もされているんだね。」

B君「さて、では、少しでも会社と、この世界をよくするために、消費税の勉強をするか。がんばろう。」

A君「おー、グローバルだね。」

中学生の「税についての作文」

栃木納税貯蓄組合連合会募集事業

小学生の「税に関する標語」

(公社)栃木法人会石橋地区会募集事業

応募作品の中から1点に栃木法人会長賞を贈る

栃木法人会長賞

栃木市立西方中学校3年

「国を支えるために」

渡邊 美波

「税」

皆さんは、この言葉にどんなイメージを思い浮かべますか。よく分からないという人も少なくないと思います。私も、税というものについて、よく分かっていませんでした。ですが、分からなくても、あまり良くないイメージがありました。そもそも税とは、どんなものなのでしょう。私は、そこから考えてみました。

税には、いろいろな種類があり、納める人も金額もそれぞれ違います。大人が納めるものであり、私たちとは直接関係ないという印象をもつ人もいますが、私たちが納めたい消費税として税を納めています。では税は、どうして納めなければいけないのでしょうか。また、納められた税は、どのようにして使われているのでしょうか。

私は、自分なりに考えて、税金は、国を支えていたり、国民の生活を維持するために必要なものであり、だからこそ納めるのだと思います。私たちが納めた税は、国を支え動かすための重要な職業である公務員の給料や、国民の医療費、公共施設の設置や修復など、私たちの生活に必要なことに使われています。だからこそ、税はとても大切であり、なくてはならないものなのだと思います。

税は、とても大切だと分かりましたが、私には疑問が残っています。それは、税に対する、あまり良くないイメージです。国を支えている大切なものなのに、なぜか良くないイメージがあるのです。その理由を考えてみました。

税は、私たちの両親や家族など、大人が一生懸命働いて稼いだお金から納めています。ですから、大切に使うべきで、国民の誰もが思っているはずですが、その税金を不正に使ったり、無駄に使ったりするというニュースを目にします。これが、良くないイメージの原因ではないのでしょうか。例えば、お金を水増しして、不正に受け取ったり、必要のないことに大量のお金をつぎ込んでいたり、そんなことがあれば、誰でも良いイメージは持たないと思います。国民が安心して税を納めることができるような環境を、一刻も早く整えてもらいたいです。

これからの国をしっかりと支えて、今よりさらに住みやすい、良い国にしていくためには、税金は必要不可欠です。今、ニュースでは増税が話題になっていますが、安心して税を納められる環境が整っていれば、反対する人も少なくなるのではないでしょうか。税に対する信頼を取り戻し、強めていき、国民が国のために税を納めようと思えるような、素晴らしい国になってほしいです。私たち子どもにできることは少ないと思いますが、税に対する考えを深めたり、できることから始めていきたいです。

栃木法人会長賞

石橋北小学校6年

「その税で よりよい社会 いい未来」

須田 茜



入賞された他の作品は次の13点です。

下野市長賞

高山 翔 古山小学校6年『税金は ほくらと日本を支える』

下野市教育長賞

大沼 優里 石橋小学校6年『わたしにも 協力できる 消費税』

(公社)栃木法人会石橋地区会長賞

佐藤 佑郁 石橋小学校6年『納税で より良い社会 築くため』

長澤 茅子 石橋小学校6年『納税は 明るい下野 作る鍵』

石田 優京 石橋小学校6年『ほくだって 協力できるよ 消費税』

山崎 麻衣 石橋小学校6年『納めれば みんなの力で 変わる未来』

中澤 唯乃 古山小学校6年『税金は まちが元気に なる力』

井上 藍琉 古山小学校6年『税金を みんなの社会に 役立てよう』

三田 叶実 古山小学校6年『税金で 幸せあふれる 街づくり』

木下 公平 古山小学校6年『納税で 明るい未来が できてゆく』

高山 凜子 細谷小学校6年『納税は いずれみんなの 笑顔に変わる』

坂田 萌美 石橋北小学校6年『納めよう 大事な税金 未来のために』

小川 晃志 石橋北小学校6年『ほくたちの 納めた税金 大きな力に』

エコライフ講座 第18回

「コンプライアンスやモラルの再チェックを!」

最近、国内では①某有名ホテル・飲食店での食材の虚偽表示②大手旅客鉄道会社での点検記録の改ざん③国政選挙に於ける組織ぐるみの選挙違反事件等がマスコミを賑わせております。

これらはコンプライアンス違反であり、企業や政治家個人だけでなく立法組織の社会的信用を根底から揺るがし損害賠償請求や売上げ激減等で、多大な損失を被るばかりでなく不信を増長させる結果となっています。

企業がコンプライアンスを遵守することは環境マネジメントの中にも組み込まれており、CSR(コーポレートガバナンス)の基本原則の一つであります。CSRは企業の環境管理への取り組みとして、また社会的責任履行としても重視されております。同様に企業の環境経営(環境マネジメント)システムの推進は、法令と同様に社会的規範や企業倫理(モラル)を遵守することでもあります。

企業が環境レポート等で公表した約束事等が守れなかった場合、コンプライアンス違反に問われる行為をしていなくてもモラルに反する行動をしたことによって社会からの信用を失い結果的に損失を負う場合もあります。

したがって、経営層の方をお願いします。貴社が進める環境経営システム(エコアクション21やISO14001等)に於いて、改めてコンプライアンスやモラルの遵守をチェックして下さい。

[特定非営利活動法人栃木県環境カウンセラー協会岡田正幸]